

第10回立憲民主党「マイナ保険証」国対ヒアリング（8月23日）
質問項目へのご回答（厚生労働省分）

（1）マイナ保険証と資格確認書の併用（ダブル持ち）が可能な要配慮者

- ① マイナ保険証と資格確認書の併用（ダブル持ち）が可能な要配慮者とは、要介護認定を受けた高齢者、障害者の全てが認められるのか。「支援者による支援を受けて受診する際マイナ保険証での受診が難しい場所がある」人に限定されるのか。
- ② 仮に、障害者は全て要配慮者であるとした場合、1160万人と推計される障害者の全員に「ダブル持ち」が許されるのか。
- ③ 現時点では、「要介護高齢者、障害者等」とされる要配慮者についてその該当基準を、誰が、どのような形で、いつまでに定めるのか。国が基準を整備し、保険者が該当性を判断するのか。国が一律に要配慮者に該当するものを決めるのか。
- ④ 要介護・要支援高齢者が約700万人、障害者手帳所持者が1,160万人とされる。もし全員が要配慮者とならないならば、このうちの何割が対象となるのか。
- ⑤ 要支援1が約99万人、要支援2が約96万人、要介護1が145万人、要介護2が約117万人、要介護3が約92万人、要介護4が約89万人、要介護5が59万人とされている。この中でどこまでが要配慮者となるのか。要介護度以外の区別の方法があるのか。
- ⑥ 介護保険施設を使っていない（要介護認定を受けていない）100歳の方で体が弱っている方は要配慮者となるのか。要介護認定を受けていることが必要条件なのか。
- ⑦ 介護施設やグループホームに入居している高齢者は、全員が要配慮者に該当するのか。障害者で施設やグループホームに入居している方も要配慮者か。
- ⑧ 通所施設に通っている高齢者や障害者の方は、要配慮者になるのか。
- ⑨ 在宅介護やホームヘルプを受けている高齢者や障害者の方は、要配慮者になるのか。

- ⑩ 要配慮者に該当しうる方が「ダブル持ち」を申請使用とする場合、本人が申請困難で、家族や施設の方が代理人となれない場合には誰が代理申請をするのか。
- ⑪ 要配慮者の申請は、役所の窓口に行く必要があるのか。訪問申請（出張申請）はあるのか。要配慮者の訪問申請は、希望者全てが誰でも可能となるのか。対象となるための要件はあるのか。
- ⑫ 障害者や要介護高齢者のうち、併用（ダブル持ち）希望の方全員に申請させ、保険者や自治体が対応することは、莫大な手間とコストがかかると思われるが、莫大な手間とコストがかかると思われるが、対応は可能か。
- ⑬ 要介護高齢者や障害者に要配慮者の申請をさせるのは大変手間なので、マイナ保険証を持っていようがいまいが申請がなくても全員に職権で資格確認書を送った方が手間が省けて良いのではないか
- ⑭ 要配慮者の申請に関して、未定であるならばいつまでに決まるのか。また、その決定はいつまでに自治体等に通知するのか
- ⑮ 「要介護高齢者、障害者等」とされる要配慮者の「等」には、難病患者の方は入るのか。「等」には、どのような方が該当するのか。何人くらいが想定されるのか。
- ⑯ 要介護認定を受けず、障害者でもなく、杖はついているが一人暮らし可能な程度に健康な 100 歳の方は要配慮者として対象となる可能性はあるのか。
- ⑰ 要配慮者の対象について「検討中」であるとした場合、いつまでに対象が明確になるのか。保険者や自治体任せになるのか。
- ⑱ 要配慮者となる方は、国のいこうとしては幅広く認める方向性なのか。それとも、完全に白紙委任の保険者や自治体任せになるのか。要配慮者の対象の広狭でこの仕組みの実効性が大きく異なるのではないか。
- ⑲ 要配慮者を幅広く認めないと、多くの要介護高齢者や障害者でマイナポイントを得るためにマイナ保険証を登録した方が資格確認書を得るためにマイナ保険証を解除するケースが増えるとも考えられるが、政府はそれを容認するのか。
- ⑳ 在宅の方について要配慮者の申請をホームヘルパーやケアマネ

にさせる可能性はあるのか。併用の申請をホームヘルパーやケアマネに代行させる際の費用は本人負担(介護保険は使えない)のか。国の負担か。自治体の負担か。

- 資格確認書の発行については、これまで全ての加入者の方に保険証を発行してきた取扱いを改めるものであり、また、当分の間、マイナ保険証を保有していない方には申請によらず交付する運用とすることを想定している。
- さらに、マイナ保険証を保有しているが 申請により資格確認書が交付された要介護高齢者、障害者等の要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合に、更新時に本人の申請によらず交付することなどを想定している。
- 要配慮者については、要介護高齢者や障害者の方などが支援者による支援を受けて医療機関等を受診する際に、本人がカードの暗証番号を教えたくない、支援者が教えられたくない場合などがあり、マイナ保険証での受診が難しい場合があることから、申請による交付と更新時の職権交付を可能としたもの。
- 要配慮者の更に具体的な範囲や申請方法については、今後、保険者の意見も聴きながら検討してまいりたい。
- なお、現行の保険証についても、再発行を希望する場合は申請に基づき交付しているところであり、ご本人が申請することが難しい場合には保険者の判断で代理申請も認めており、例えば、施設職員が代理申請する例などもあると承知している。資格確認書の交付に当たっても、こうした柔軟な代理申請を認めることを想定している。

(2) マイナンバーと資格情報の約36万人紐付け未完了問題

- ①前回の国対ヒアリングの説明ではマイナ保険証の申し込みは完了しているが登録が完了していない方がおられるという説明だったが、改めて、どのような状況が発生したのか、マイナポイント取得は可能だったがマイナ保険証の利用はできないという現象がなぜ起こるのか、理由を説明してほしい。
- ②8月21日締め切りの加入者情報未登録アンケートの回答結果について、報告して欲しい。
- ③約36万人について、仮に、健康保険証の廃止後まで状況が解消されない場合はありますか。あり得るならば、健康保険証の廃止を延期させるべきではないか。また、現在までに判明した約36万人について、最終的に紐付け誤りのあった人数というのはいつ頃に判明するのか。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録申込みは、マイナポータル等により希望する方が任意で行う手続であり、仮に保険者がデータをシステムに登録しておらず、マイナンバーと資格情報の紐付けができない場合であっても、申込み自体は可能である。
- ただし、システムにデータがないため、利用登録申込みを行った方の電子証明書情報とシステムに登録された資格情報を紐付けることができないため、その方のマイナンバーカードを健康保険証として利用することはできない。
- なお、保険者がデータを登録した後は、当該マイナンバーカードを健康保険証として利用できる。
- 御指摘のアンケートの結果については、現在回答内容の精査を行っているところであり、回答の内容も踏まえつつ、今後の対応について検討してまいりたい。
- 医療保険のオンライン資格確認においては、保険者において加入者の資格情報等をシステムに登録する必要があるが、登録がなされていない理由としては、

- ① 就職・転職による健康保険の資格取得時において、事業主から保険者への届出やオンライン資格確認等システムへのデータ登録手続きの最中である場合
 - ② 海外駐在員など日本の公的保険加入者でありながら海外在住者である場合や入国直後でマイナンバーがそもそも付番されていない場合
 - ③ 就職・転職による健康保険の資格取得時にマイナンバーの提出がなく、届出に記載された情報（漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所）をもとに保険者においてJ-LIS照会を行っても、住所の不一致等によりマイナンバーの取得ができない場合
- といったものがある。
- いずれにせよ、来年秋の保険証廃止に向けて、保険者と連携しながら、マイナンバーの提出がないために未登録となっている方の未登録状態の解消を図り、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が確実にできるようになるとともに、海外在住者などマイナンバーカードを保有しない方には資格確認書を発行することにより、全ての被保険者が必要な保険給付を受けられるよう環境整備にしっかりと取り組んでまいりたい。
 - また、ご指摘の約36万人については、令和5年7月末時点での、協会けんぽにおいて資格取得の手続きが既に完了している方のうちオンライン資格確認等システムへのデータの登録がなされていない加入者数であり、別の方の資格情報が登録されている、いわゆる紐づけ誤りとは異なる事案である。

(3) 資格確認書の職権交付

- ① 「当分の間」の職権交付について、後期高齢者で初回は職権交付だが、2回目も必ず申請せずとも資格確認書が職権交付されるのか。あるいは、何年目まで申請せずに職権交付と明言することはできないのか。
- ② 職権交付を止める際には、総理大臣や厚生労働大臣が判断するのか。法改正が必要となるのか。事前に、職権交付を受けている方への通知はあるのか。法改正や通知も不要で、政治の判断もなく、保険者の判断で突然、職権交付を中止できるのか。

- マイナンバー法等の一部改正法の附則において、保険者は、必要があると認めるときは、当分の間、申請によらず資格確認書を交付できるとされている。
- 現行の保険証からマイナ保険証への移行期において、円滑な移行を図るため、当分の間、マイナ保険証を保有していない方等に対し、申請によらず交付する運用とするが、これは改正法の規定に則った運用上の対応であると考えている。
- なお、この「当分の間」については、マイナ保険証の普及状況や資格確認書の利用実態に影響されるため、現時点で具体的な期間を念頭に置いているものではない。

(3)③ 一旦、マイナ保険証が利用可能となった者で、その後にマイナカードを返却(返納)した方は、何人くらいおられるのか。マイナカードを返却した方は、来年秋に資格確認書が確実に届くのか。手配は既に完了したのか。完了していないならば、いつまでに完了するのか。仕組みについて現在検討中であるとすればいつ頃に方針が決定されるのか。

- マイナンバーカードを自主返納した方の人数については、厚生労働省では把握していない。
- また、現時点で、カードを自治体に返納された方を保険者が把握できる仕組みにはなっていないが、そうした方はオンライン資格確認を受けることができない状況にあるため、今後、保険者による返納された方の把握方法や返納された方における資格確認書に関する手続等について、検討してまいりたい。

(4)電子証明書の更新の保険者の対応及び更新できず有効期限が過ぎた場合の保険者の対応

電子証明書の有効期限が切れた場合、保険者からの資格確認書が直ちに届く保証はあるのか。例えば、7月31日に電子証明書の有効期限が切れた後期高齢者は、8月1日から新たな後期高齢者医療制度の資格確認書を手にすることができるのか。8月1日が難しいならば、何日後に届くのか。

- 現状、電子証明書の有効期限については、自治体が把握することは可能と承知しており、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える住民に対しては、期限の約3か月前に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から通知書が送付される。
- また、患者が医療機関等の窓口で、マイナンバーカードでオンライン資格確認を実施した際、電子証明書の有効期限が3か月以下である場合には、更新手続のアラートを出す機能が顔認証付きカードリーダーに実装されている。

- 保険料を納められている全ての方が保険診療を受けられるよう、電子証明書期限切れの方も資格確認書の交付対象としつつ、電子証明書の更新手続の案内を行うことを検討していく。

(5) マイナ保険証の解除と資格確認書の併用

- ① マイナ保険証と資格確認書の「ダブル持ち」は希望すれば誰でも可能となるのか。
- ② 8月9日の国対ヒアリング厚労省回答(9頁)では、マイナカード紛失時にも申請すれば資格確認書の申請が可能で交付されることがある。マイナカードを紛失された方が資格確認書を申請して資格確認書を交付され、その後マイナカードの再交付を受けた場合、マイナ保険証の「再紐付け」は可能か。再びマイナ保険証が使えるようになった場合、資格確認書は返却する必要があるのか。それとも、このような場合には、マイナ保険証と資格確認書の併用(ダブル持ち)が可能となるのか。
- ③ 例えば、後期高齢者医療制度の被保険者証は即日発行が可能であると聞いている。マイナカードを紛失してマイナ保険証が利用できない方に対して、即日又は速やかに、資格確認書を発行する仕組みを整えるべきではないか。

- マイナ保険証で受診することで、過去の健康・医療データに基づいた、より良い医療を受けていただくことが可能となるなどの様々なメリットがあるため、マイナ保険証を保有している方は、マイナ保険証で受診いただくことを想定している。
- 他方で、マイナ保険証を保有している方であっても、カードを紛失した・更新中の場合や支援者が本人に同行して資格確認を補助する必要がある場合などに申請いただくことを想定しているが、いずれにしても、改正法において「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に資格確認書を交付することとしており、各保険者においては、法の趣旨を踏まえ、マイナ保険証を保有している方の申請について、その事情等を把握した上で、適切にご対応いただきたいと考えている。

- マイナンバーカードの紛失については、短期の有効期間の資格確認書を交付いただくことを想定しており、カードが再交付された際の資格確認書の取扱いの運用は保険者の判断によると考えている。なお、紛失した場合、マイナンバーカードの保険証利用登録は解除されないと認識している。
- 現行の保険証の発行に係る運用は保険者によって様々であるが、現在の運用を踏まえ、マイナンバーカードの紛失時の速やかな資格確認書の発行の運用についても検討してまいりたい。

(5) マイナ保険証の解除と資格確認書との併用

- ④ 約36万人のうちには、マイナ保険証の申込みを行ったが紐付けが完了しておらずマイナ保険証を利用できない方がおられるという理解でよいか。マイナ保険証の申請をしてマイナポイントが付与されればマイナ保険証を利用できると誤解するのではないか。こうした誤解をする可能性のある方の人数は把握しているか。何人ぐらいおられるのか。こうした方は来年秋までにゼロになるのか。ならないならば、「紙の保険証」廃止を延期すべきではないか。

- マイナンバーの取得ができないために医療保険者等向け中間サーバーへ資格情報等が登録されていない加入者数の把握のため、被用者保険及び国民健康保険組合を対象に、調査を行っているところ。
- いずれにせよ、来年秋の保険証廃止に向けて、保険者と連携しながら、マイナンバーの提出がないために未登録となっている方の未登録状態の解消を図り、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が確実にできるよう、全ての被保険者が必要な保険給付を受けられるよう環境整備にしっかりと取り組んでまいりたい。

(5) マイナ保険証の解除と資格確認書の併用

⑤ 紐付け未完了問題が健康保険証廃止後まで解消していない者については、資格確認書が職権で届けられるのか、届けられないのか。

○ オンライン資格確認等システムに資格情報が未登録の場合、マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録もされていないため、職権交付の対象となる。

(6) 資格確認書係る出張申請等

① 健康保険証の廃止後に、マイナ保険証の利用登録の解除やマイナンバーカードの返納を行った者は、同時に資格確認書の交付を申請することとなる。この場合においても、マイナンバーカードと同様に出張申請等の仕組みを整える考えはあるか。また、出張申請等を行えるとした場合、どのようなケースが想定されるか。

② 自治体からは、出張申請(出張交付)は事務負担が重く、そう簡単には行えないという意見がある。マイナカードの場合にもいえるが、出張申請(出張交付)は、実際には行えないのではないか。行える自治体がどの程度あるかを事前に調査すべきではないか。

○ 現行の保険証について、再発行を希望する場合は申請に基づき交付しているところ、ご本人が申請することが難しい場合には保険者の判断で代理申請も認めており、例えば、施設職員が代理申請する例などもあると承知している。資格確認書の交付に当たっても、こうした柔軟な代理申請を認めることを想定している。

(7) マイナ保険証利用の働きかけ

現時点で全人口の約5割がマイナ保険証を取得しているとされる。マイナ保険証取得者のうち、医療機関等でマイナ保険証を利用したことがない者が8割強いると推定されるが、どのようにして利用を働き掛けているのか。また、医療機関等がマイナ保険証の利用を断っているとの話を聞くが、厚労省は状況を把握すべきではないか。

- マイナンバーカードについては、これまで普及促進の取組を行う中で、現在、人口の約77.9%の方が申請し、人口の約75.3%の方に対して交付されていると承知している。また、マイナンバーカードの健康保険証登録についても、カードを交付された方の約69.9%の方に登録を利用いただいている。
- また、医療機関等での利用状況については、直近の本年6月において、マイナンバーカードによる資格確認が約848万件行われており、1年前の令和4年6月と比較すると約33倍となっている。
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化には多くのメリットがあることについて、国民の皆様により分かりやすくお伝えし、オンライン資格確認の利用が進むよう、周知広報などの取組を丁寧に進めてまいりたい。
- また、マイナ保険証の利用が低調な医療機関等に対しても、実務上の課題を積極的に把握しながら、一つ一つ課題を洗い出し、着実に対応してまいりたい。

(8) マイナ保険証等の患者負担の誤り

全国保険医団体連合会（保団連）の調査でもマイナ保険証で本来とは異なる患者負担割合が表示されたとのトラブルがあったことが判明している。

マイナ保険証における患者負担割合の誤りに関するトラブルについて、報道によれば厚労省は調査の意向があるようだが、その調査はいつ頃から初めて、いつ頃に結果が判明するのか。

- オンライン資格確認結果と保険証の負担割合の相違について、既に明らかになった事案からは、システム上の仕様の問題や正しい事務処理手順が踏まれていなかつたことが原因と考えられる。
- このため、各保険者等に対し、負担割合の相違が判明し中間サーバー等の負担割合を修正した事象について、現在調査を行っているところである。
- 調査によって得られた回答については、精査を行った上で、その内容も踏まえつつ、今後の対応について検討してまいりたい。

(9) マイナ保険証の利用に係る費用負担

- ① 紙の保険証を廃止し、資格情報を証明する手段がマイナ保険証と資格確認書になった場合、今までになかった5年ごとの電子証明書の更新の費用がより増えることになるが、この費用を差し引けばマイナ保険証を持たない者に資格確認書を職権交付するよりも、紙の保険証の来年秋の廃止を延期し、マイナ保険証を持っている者も含め、全員に「紙の保険証」を交付する方が、総合的に考えると費用を節約するのではないか。
- （電子証明書の適切な更新方法については、総務省で検討されるべき問題と認識しているが、）マイナンバーカードそのものの利便性を活用するために電子証明書を更新される方も相当程度おられると考えられ、必ずしもマイナ保険証に係る固有のコストとは認識していない。
- その上で、資格確認書の発行については、これまで全ての加入

者の方に保険証を発行してきた取扱いを改めることにより、発行コストも削減されると考えている。

- そもそも、マイナ保険証を利用することにより従来の保険証の場合と比べて
 - ① 保険資格が入力不要となるなど、医療事務の効率化に伴う医療機関でのコスト減
 - ② 高額療養費の現物給付化等による保険者のコスト減などの費用節約が期待できる。

(9) マイナ保険証の利用に係る費用負担

- ② 資格確認書で医療機関を受診した場合の自己負担を、マイナ保険証の場合より高く設定する可能性はあるのか。あるのであれば、その理由は何か。高く設定する場合、マイナ保険証の申請が困難である弱い立場の者の自己負担を設定するのは道義に悖ると言えないか。

- オンライン資格確認については、システムを導入した医療機関であって、患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うものについて、診療報酬上の加算を設けている。
- 「資格確認書による確認」の取扱いについては、今後運用方法等を検討することとなるが、この加算は、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用し、薬剤情報等の取得に同意した場合、オンラインで患者情報を確認でき、問診等の業務負担が減ると考えられることから、カードを利用しない場合と比べて、点数を低くしている（自己負担が少なくなる）ところであり、こうした考え方を踏まえ、検討することとなる。
- また、マイナンバーカードの取得に課題がある方もマイナンバーカードを円滑に取得できるよう、カード取得に向けた環境整備に取り組んでおり、介護・障害福祉施設等での出張申請受付等を推進するとともに、認知症などで暗証番号の管理に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の際の代理人の方の負担

軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要なカードの申請・交付開始に向けた準備を進めていく。

(9) マイナ保険証の利用に係る費用負担

③ 岸田内閣総理大臣は、8月4日の記者会見で「今後はマイナ保険証を持っていない方に対して資格確認書をすべて発行すると言うことですから、従来の健康保険証に比べて、発行コストあるいは保険者の事務負担は減少する。」と発言したが、マイナ保険証や資格確認書の発行コストや事務負担とをどのように算定し、紙の保険証の発行コストや保険者の事務負担とどのように比較したのか。比較に用いた数字や根拠を示していただきたい。

- 従来の全ての加入者の方に保険証を発行してきた取扱いを改め、マイナ保険証を保有していない方全員に申請によらず交付する運用とすることで、現行の健康保険証に比べ、発行コストや保険者の事務負担などが、減少すると考えている。
- 具体的には、
 - ・ 資格確認書の交付対象となる、マイナ保険証を保有していない方は、現状で、保険証を保有している方の5割程度であること、
 - ・ 資格確認書の有効期間については、被用者保険の平均加入期間や、現行の国民健康保険や後期高齢者医療の有効期間（1年又は2年）など、現行の保険証の発行事務などを踏まえ、5年以内で保険者が設定できることとし、保険者の実務への影響に配慮していること、
 - ・ カードの形状や記載事項について、現行の健康保険証を踏まえたものとすることで、保険者の既存のシステムを最大限に活かすこととしている。
- 削減額については、今後、具体的な試算を検討していきたい。

(追加) 『マイナカードと保険証一体化検討会の最終とりまとめ』の7ページ、8ページ、別添にある『資格情報のお知らせ』について、資料を配付して、ご説明下さい。

- 健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者がご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した資格情報のお知らせ（別添参照）を交付することとしていることとしている
- なお、当該お知らせについては、容易に携帯して利用ができるような工夫をし、マイナ保険証と一緒に携帯することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等も受診しやすくなると考えられる。

(参考資料)

別添

イメージ

資格情報のお知らせ

(保険者名)

(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

記号	000	番号	00000000(枝番)00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
生年月日	平成〇年〇月〇日		
性別	男		
負担割合(※)	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

注) この文書でのみ医療機関を受診することはできませんが、マイナ保険証と一緒に持つことにより、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等の受診が可能です。

※負担割合は、被用者保険において別途、高齢受給者証で示す場合は省略可能。
※オンライン資格確認等システムへのデータ登録状況を記載することも検討。